EZ インベスト証券(株)

「取引説明書　店頭 CFD 取引 ～EZ MT4～」改定の概要

令和元年 8 月 30 日付「取引説明書　店頭 CFD 取引 ～EZ MT4～」の改定の要旨は下記のとおりです。なお、詳細な変更箇所につきましては、新旧対照表にてご確認ください。

【変更箇所】

・「店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について」 にて、「カバー取引先（主)」「カバー取引先（副)」の(主、副）を削除し、カバー取引先の名称と登録番号を変更しました。

・「店頭 CFD 取引リスクについて(相対取引にかかるリスク)」にて、価格提供会社を変更しました。

※各変更箇所の詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

「取引説明書 店頭 CFD 取引 ～EZ MT4～」の改定に係る新旧対照表

令和元年 8 月 30 日改定

改定後（新）
【店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について】 1.～7. (略) 8. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。 カバー取引先(削除)：WGM Services Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC） 登録番号：203/13 カバー取引先(削除)：LMAX Broker Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA） 登録番号：783200 **【店頭 CFD 取引のリスクについて】** **（相対取引にかかるリスク）** 店頭 CFD 取引は当社との相対取引になります。お客様に提示する店頭 CFD の価格は、LMAX Broker Limited の価格を基に当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。 制定　平成 28 年 9 月 12 日 平成 29 年 3 月 1 日　一部改定 平成 29 年 9 月 29 日　一部改定 平成 30 年 2 月 2 日　一部改定

平成 30 年 5 月 31 日　一部改定

平成 30 年 12 月 25 日　一部改定

平成 31 年 3 月 29 日　一部改定

令和元年 6 月 18 日　一部改定

令和元年 8 月 6 日　一部改定

令和元年 8 月 30 日　一部改定

改定(旧)

【店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について】

1.～7. (略)

8. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。

カバー取引先（主）： WGM Services Limited（金融商品取引業）

監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC）

登録番号：203/13

カバー取引先（副）：LMAX Limited（金融商品取引業）

監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA）

登録番号：509778

【店頭 CFD 取引のリスクについて】

（相対取引にかかるリスク）

店頭 CFD 取引は当社との相対取引になります。お客様に提示する店頭 CFD の価格は、WGM Services Limited の価格を基に当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。

制定　平成 28 年 9 月 12 日

平成 29 年 3 月 1 日　一部改定

平成 29 年 9 月 29 日　一部改定

平成 30 年 2 月 2 日　一部改定

平成 30 年 5 月 31 日　一部改定

平成 30 年 12 月 25 日　一部改定

平成 31 年 3 月 29 日　一部改定

令和　元年 6 月 18 日　一部改定

令和　元年 8 月 6 日　一部改定